（様式２）

受託研究契約書

受託者　公立大学法人旭川市立大学（以下、「甲」という。）と、委託者（以下、「乙」という。）は、次の条項および別に定める「公立大学法人旭川市立大学の受託研究に関する取扱要項」に従い、受託研究契約を締結する。

第１条　甲は、次の研究を乙の委託により実施する。

１．研究課題

２．研究目的および内容

３．研究期間　　　自　　　　　　年　　月　　日

至　　　年　　月　　日

４．研究担当者

５．受託研究費　金　　　　　　　　円

第２条　乙は、前条の受託研究費を　　　　年　　月　　日までに甲の指定する銀行口座に納付するものとする。

第３条　甲は、乙が納付した受託研究費は原則として返還しないものとする。ただし、やむを得ない事由により受託研究を中止する場合において、甲が必要と認めるときは、未支出額の範囲内でその全額または一部を返還することがある。

第４条　甲は、納付された受託研究費に不足を生じた場合は、乙と協議のうえその不足額を乙に負担させるものとする。

第５条　甲または乙の要請により、第１条の受託研究を中止する場合、甲乙協議して誠実に処理するものとする。

第６条　受託研究費により取得した設備等は、原則として甲に帰属するものとする。また委託者から提供のあった機器備品は、特に委託者から事前に別段の意志表示がない限り同様とする。

第７条　前条の提供物件の搬入および備え付けに要する経費は、乙が負担するものとする。

第８条　提供物件に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲にその損害を賠償するものとする。

第９条　甲は、受託研究が完了したときは、その成果を乙に報告するものとする。

第１０条　この研究成果の公表については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第１１条　この受託研究に係る著作権、特許権等の工業所有権の帰属については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第１２条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙、双方で各１通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲

北海道旭川市永山３条２３丁目１番９号

公立大学法人旭川市立大学

　　理事長　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞